

平和展実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 八王子市が開催する平和展を市民の意見を反映したものとし、効果的な運営を図るため平和展実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 実行委員会は次に掲げることを行う。

- (1) 平和展の企画に関すること
- (2) 平和展の実施・運営に関すること
- (3) その他平和展に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 実行委員会の委員は11名以下とし、市内の平和に関する団体の構成員、教育関係者、学生、公募市民で構成するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 公募による市民委員については、任期を最大3年までとする。

(委員長)

第5条 実行委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。

(会議)

第6条 実行委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議事を進める。

- 2 実行委員会は、必要があると認めるときは、有識者に出席を求め、意見を聞くものとする。

(協力者)

第7条 実行委員会は、委員として経験のある者及び平和展の趣旨に賛同する者に対し、平和展に係る情報提供を行うとともに、平和展の運営に協力を依頼するものとする。

(庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、総務部総務課において担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、委

員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条の規定については、平成 28 年 3 月 22 日から適用するものとする。